

議案第48号

あきる野市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年8月30日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第364号）が施行されることに伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市営住宅条例の一部を改正する条例

あきる野市営住宅条例（平成9年あきる野市条例第19号）の一部を次のように改正する。  
第17条第4号を削り、同条第5号中「第1号から第3号までの規定」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に市営住宅に入居している者の家賃の減免については、平成29年3月31日までの間は、この条例による改正後のあきる野市営住宅条例第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。